

「航空機燃料税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>5 第6条 《納税義務者》関係</p> <p>(国等の手続)</p> <p>1 航空機燃料税の納税義務がないこととされる国および地方公共団体については、法に規定する申告等の手続は要しないが、揮発油税法第16条の3および同法第16条の5《航空機燃料用揮発油の免税》の規定に基づく届出等の手続を要することに留意する。</p> <p>9 第12条 《取卸しの場合の航空機燃料税の控除等》関係</p> <p>(航空機から取卸しをした航空機燃料の取扱い)</p> <p>4 航空機から取卸しをした航空機燃料のうち、揮発油税法上の揮発油に該当するもの(灯油に該当するものおよび揮発油税及び地方揮発油税が課されているものを除く。)を、揮発油税法第16条の3第1項又は同法第16条の5第1項に規定する用途以外の用途に消費し、又は譲渡した場合は、同法第16条の3第5項から第7項まで又は同法第16条の5第4項の規定の適用があることに留意する。</p>	<p>5 第6条 《納税義務者》関係</p> <p>(国等の手続)</p> <p>1 航空機燃料税の納税義務がないこととされる国および地方公共団体については、法に規定する申告等の手続は要しないが、揮発油税法第16条の3および同法第16条の4《航空機燃料用揮発油の免税》の規定に基づく届出等の手続を要することに留意する。</p> <p>9 第12条 《取卸しの場合の航空機燃料税の控除等》関係</p> <p>(航空機から取卸しをした航空機燃料の取扱い)</p> <p>4 航空機から取卸しをした航空機燃料のうち、揮発油税法上の揮発油に該当するもの(燈油に該当するものおよび揮発油税および地方揮発油税が課されているものを除く。)を、揮発油税法第16条の3第1項または同法第16条の4第1項に規定する用途以外の用途に消費し、または譲渡した場合は、同法第16条の3第5項から第7項までまたは同法第16条の4第4項の規定の適用があることに留意する。</p>